

部長及び参事官

殿

所 属 長

県民発第159号

(警務、生企、刑企、交企、備一)

平成28年6月16日

10年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】 令和4年3月24日県民発第64号改正

犯罪被害者支援推進委員会設置要綱の制定について(通達甲)

県警察における犯罪被害者等支援の推進のための施策の基本的事項に関し、「犯罪被害者等支援要綱の制定について(通達甲)」(平成28年1月20日県民発第31号。以下「旧通達甲」という。)を定めているところであるが、平成28年4月1日に犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づく第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」が策定されたことに伴い、犯罪被害者支援推進委員会の設置について、新たに別添のとおり「犯罪被害者支援推進委員会設置要綱」を定め、平成28年6月16日から運用することとし、犯罪被害者支援の具体的な推進要領については別に定める基本計画により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達甲の運用をもって、旧通達甲は廃止する。

別添

犯罪被害者支援推進委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会の設置

県警察が行う犯罪被害者支援を適正かつ円滑に推進するため、県本部に委員会を設置する。

第3 委員会の任務

委員会は、犯罪被害者支援の推進状況を点検し、犯罪被害者支援の推進に係る必要な調整、企画、立案等を行うものとする。

第4 組織

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 本部長

委員 警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官及び警察学校長

第5 委員会の運営

- 1 委員長は、委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

第6 委員会の事務

委員会の事務は、県民支援相談課において行う。